

第 438 回 山形海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時、場所 令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 1 時半から 4 時半まで
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 3 階大会議室
- 2 報告事項
 - (1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について
 - (2) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しについて
 - (3) 特定水産資源（スルメイカ）の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者（5 トン以上 30 トン未満）の火光釣りの試験操業の実施について
 - (4) 令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- 3 議 事
 - 第 1 号議案
雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）
 - 第 2 号議案
令和 8 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について
（諮問）
 - 第 3 号議案
火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について
- 4 出席者

山形県海区漁業調整委員会	会 長	加藤 栄		
	会長代理	鈴木 重作		
	委 員	伊原 光臣、本間 優子		
		本間 金弥、飯塚 厚司		
山形県漁業協同組合	総務部長(兼)指導課長		安藤 大栄	
山形県水産研究所	所 長		本登 渉	
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課 長	加賀山 祐		
	課長補佐	高橋 伸明		
	月峯船長	白幡 英樹		
	機関長	齋藤 勝三		
	漁業調整主査	伊藤 寛和		
山形海区漁業調整委員会事務局	書 記	阿部 幸		

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

開 会

事務局 それでは、これより第 438 回山形海区漁業調整委員会を開会します。本日の委員会は事前に和田委員と樋口委員から欠席の連絡をいただいております。今日底曳船が出漁したことから田代委員と齋藤委員が急遽欠席となりました。本日の出席者は6名であり、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規程第7条第1項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長より御挨拶をお願いします。

会長 本日は報告事項、議事いろいろありますが、特に報告事項の、火光利用の委員会指示の見直しに関する報告事項は重要な案件となっております。慎重審議のうえ進めさせていただければと思います。

議事録署名委員の選出

事務局 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくをお願いします。

会長 議事録署名委員は本日出席の委員から、鈴木会長代理、伊原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、議事録署名委員は、鈴木会長代理、伊原委員のお二方をお願いします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。会議資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付させていただいた資料となります。報告2で別紙の2を当日配布としておりましたが、あらたに差し替えの資料もございます。資料の整理をお願いします。

不足等ありましたらお知らせください。

では加藤会長、進行をお願いいたします。

報告事項

(1) はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について

議長 それでは報告事項に入ります。最初に、報告事項の1「はたはたの採捕規制に係る委員会指示の県公報登載等について」、事務局から報告願います。

伊藤書記 御説明いたします。資料の報告1を御覧ください。山形県公報両面刷りになります。前回の委員会で、はたはた採捕の制限に関する委員会指示の発動について決議されましたことについて、令和7年10月28日付けの山形県公報に登載されましたので御報告いたします。

なお、関係する市町、漁協、海上保安部、酒田、鶴岡（の両）警察署、県内の釣具店へ周知・協力依頼をしております。

また、12月1日から来年1月末までの委員会指示となっておりますので、はたはたの遊漁の状況や巡回指導状況などについては、次回2月の委員会で御報告いたします。説明は以上です。

議長 ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等があればお願いします。

去年は、大黒様の日には1匹1200円のハタハタを2匹買ってきて食べましたが、今年は1匹いくらになるのか、怖い気がします。特に御意見等ないということで、それでは報告事項として御了承願います。

(2) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しについて

議長 説明、経過報告をお願いします。

伊藤書記 御説明いたします。お手元の資料の報告2を御覧ください。

まず、1の概要についてです。火光利用による一本釣漁業の委員会指示につきましては、前回の委員会で、総トン数5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りの操業区域の案について、2号海区、酒田市沖の一部を操業可能とする事務局素案のとおり、概ね御了解いただいたところです。

一方、委員会指示が遵守されないおそれがあることから、委員会指示違反者への対応として、総トン数5トン以上20トン未満の火光釣りは、山形海区漁業調整委員会による承認漁業としてはどうか、との提案をいただきました。本日は、いただいた御意見をもとに、承認漁業を取り入れた火光釣りの委員会指示の見直し素案を作成しましたので、再度委員の皆様へ御提案するものとなります。

次に2の承認漁業についてです。(1)の山形県の事例ですが、現在、山形海区に承認漁業はありませんが、過去に昭和46年度から昭和55年度まで

の10年間、いか釣り漁業が承認漁業として行われていたことがあります。

また、承認漁業に関する他県の事例ですが、各県の実情にあわせて様々な承認漁業が行われております。例えば、青森県の総トン数20トン未満の船舶によるまぐろはえ縄漁業、秋田県、青森県の総トン数5トン未満の船舶に対するいか釣り漁業等が承認漁業として行われている例があります。

こうした状況の中、山形海区で新たに火光釣りの承認漁業を創設するにあたり、水産庁にも確認を行いました。その結果水産庁からは、承認漁業を海区で創設することについて、漁業法第120条第1項の規定による委員会指示は地方自治法の規定に基づく自治事務であることから、法令の規定に違反しない限り、原則、海区の裁量で承認漁業を創設することは可能であるとの回答をいただいております。

これらを踏まえまして、資料3の承認漁業を取り入れた委員会指示の見直し素案を作成いたしました。見直し素案については、次の資料別紙1-1の新旧対照表で御説明いたしますので、御覧ください。表の右が前回の海区で提案させていただいた旧提案、左が今回承認漁業を取り入れた新提案となります。

1ページ目ですが、1の操業の禁止について、新提案においては、新たにただし書きにして、試験研究等で火光釣りを行う場合は適用除外とする規定を設けております。これは、最上丸や鳥海丸が操業する場合を想定しており、素案を作成する際に参考とした全国の委員会指示におきましても、試験研究等の場合は適用除外とする規定を設けていることから、この度規定を追加いたしました。

次に(1)についてです。こちらは、旧提案では総トン数5トン以上の船舶による操業について、操業禁止の海域を規定しておりましたが、こちらは削除しました。この度、新提案では、承認漁業を取り入れることとしましたので、新提案では、「山形海区漁業調整委員会の承認を得ずして行う総トン数5トン以上の船舶を使用する操業」と規定し、5トン以上の船舶は海区の承認なしで火光釣りを行うことを禁止する規定としております。

2ページ目をご覧ください。(1)で5トン以上の船舶による承認なしの火光釣りを禁止する規定としたことから、旧提案、右側の操業禁止海域や20トン以上の船舶による操業禁止の規定は削除しました。これにともない旧提案の(3)明石礁及び大瀬の区域における操業区域及び期間の制限については、新提案では(2)として元に戻しております。

また、新提案の2の光力制限についてです。こちらについても、ただし書きで試験研究等の場合の適用除外を設けております。

さて、新たに創設する承認漁業についてですが、新提案の3の操業の承認

になります。2ページ目から4ページまでとなります。まず、山形県沖合では、総トン数5トン以上20トン未満の漁船での火光釣りは船舶ごとに海区の承認を受けなければならないとしております。試験研究等は対象外です。

3ページの(1)承認の対象者ですが、原則はアの山形県の漁船登録を受けた漁船の利用者を想定しております。一方、やむを得ない事情等に対応できるように、イの委員会が特に認めた者も対象者とするを考えております。

(2)の操業禁止区域についてですが、こちらは前回の海区で御説明したものと同一内容となっております。酒田市沖の一部を除き、操業禁止とするものとなっております。

4ページ目を御覧ください。(3)操業上の制限として、アで他種漁業の操業を妨げないことを規定しております。これは、漁業者への意見聞き取りにおいて、刺し網漁業者から操業の妨げにならないようにとの意見があったため設けました。次にイの承認を受けた者の承認証の携帯義務です。これらの他に、ウとして承認を受けた者は、委員会が指摘した事項を遵守することも操業上の条件として規定しております。

続いて、(4)の承認の取消しに関する規定です。委員会指示違反した場合はもちろん、資源管理や漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができることとしております。

(5)の取扱要領ですが、操業の承認に関する取扱い、例えば、承認の手続や承認申請の様式などについては、委員会指示で定めることも可能ですが、委員会指示の文書自体が複雑になりますし、様式の改正等があった場合、その都度委員会指示を改正する必要があることなどから、別途要領を定めることで対応することを考えております。

承認漁業を取り入れた素案の説明は以上となります。次のページの別紙1-2は、承認漁業を取り入れた素案の全文となりますので、後ほど御覧いただければ幸いです。

それでは、お手数ですが、資料の1枚目の報告2にお戻りください。4の漁業者の意見集約結果です。前回の委員会で、火光釣りに承認漁業を取り入れることについて、漁業者の意見を聞くこととされましたので、県漁協さんを通して、意見聴取をした結果について、報告します。資料が行ったり来たりで申し訳ございませんが、資料の別紙2を御覧ください。1の概要は御説明済みですので省略します。2の意見集約結果ですが、結論から申し上げますと、特段の意見はありませんでした。

一方、県漁協さんの由良総括支所さんから2点意見がございましたので御紹介いたします。①ですが、操業の承認について、10kWの発電機を搭載して

いる船には承認を与えないというものです。これにつきましては、承認漁業に関して、発電機の容量制限を行うことは、現在委員会指示でトン数制限、操業区域及び操業期間の制限並びに光力制限に加えて、新たな制限を行うものとなります。一方、発電機については、例えば、小型いか釣り漁業の船舶には、総トン数にかかわらず、10kWを超える発電機が搭載されております。そのため、新たに総トン数5トン以上の船舶に発電機の容量制限を行うことは、過度な規制になると考えます。なお、当該意見につきましては、光力制限に関することであることから、承認漁業を行う際には、光力の事前確認等を行うとともに、操業時における対応、取締方法等を検討していきます。

次に②ですが、遊漁船登録をしている船の承認漁業の禁止です。これにつきましても①と同様に光力の問題です。火光釣りの光力制限と遊漁の光力制限の差異については、漁業者への聞き取りにおいても意見がございましたので、今後の課題として検討していきたいと考えております。漁業者からの意見については以上です。

それでは、今後の対応案について御説明いたしますので、度々申し訳ございませんが、1枚目の資料報告2にお戻りください。御説明いたしました承認漁業を取り入れた火光釣りの委員会指示の素案について、本日の海区で委員の皆様にご意見をいただいて、この内容でOKとなれば、今後の案にあるとおり、令和7年12月から令和8年1月にパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から意見をお聞きしまして、次回の2月の委員会に、パブコメの実施結果と見直した委員会指示の案の発動を提案したいと考えております。

なお、次回の委員会で見直した委員会指示の発動が決議された場合、令和8年4月から1年間の委員会指示として発動される見込みです。

説明は以上となります。

議長 これにつきまして、御意見、質問等はございませんか。

飯塚委員 3ページの操業の対象者についてですが、委員会が特に認めた者とはどういった方を示すのか。承認するにあたり考えられる対象者はどういった方か。

議長 要するに具体例ですね。

伊藤書記 今回素案を作成するにあたり、全国の委員会指示を参考にして、各県の委員会指示にも、原則各県の漁業者の他に委員会が特に認めた方とい

うことがありまして、今のところ具体的に想定はしていないが、原則は山形県内の漁業者の方を対象に考えております。やむを得ない事情があった場合に受け入れられるよう、そのような規定を設けているということです。

議長 飯塚委員はもっと具体的な、どんな例が想定されるか質問している。例えばいか釣りの県外船が来ている。イカが予定どおり来ない。それまで繋ぎで、操業することはあり得るのか、など。

伊藤書記 県外船でやりたいという場合を考えております。最初から県外船を受け入れるわけではないが、山形県の場合、秋田、青森に5トン未満の船舶がいか釣り船の承認をいただいていることもあるので、調整がつくようであれば、県外の漁業者も受け入れることを、委員会が特に認めた者とする規定を設けている。

本間(優)委員 想定以外のことがあったときに、この規定がないと、門前払いにするしかない。想定外のこと起きたら、委員会の人たちで話し合い、OKを出せるようにするための安全策としてこの項目がある、と私は解釈しました。

議長 実際発動する可能性は低いと思う。

本間(優)委員 今の時点の想像の範囲を超えた問題が起こるかもしれない、ということに備えて、という意味かと感じた。

議長 委員会が認めた者ではなく、特に認めた者という限定がつく。他にはありませんか。今日は田代委員が欠席なのでどう思っているか分からないが。

伊原委員 別紙2の由良地区からの意見ですが、発電機10kW以上とあるが、ここにはないが対応はどうなっているのか。対応は無理だと思っているが、その辺の委員会の対応はどうなっているのか。この意見に対しての回答が知りたい。ただ、意見として聞いただけなのか。

伊藤書記 意見に対しての対応は難しいと考えている。もし対応するのであれば、今まで発電機に関する意見を聞いていなかったのが、現時点では操業地区の見直しと考えており難しいと考える。

議長 要するに10 kW以上を載せてはいけなくなると、いか釣りが全面排除になる。そういうわけにはいかない。

伊原委員 我々の船でも15kW、20kW積んでおり、そのうえで電球だけ小さい物に変えている。それを入れてしまえば火光釣り自体が難しくなる。その辺の対応をしっかりと、意見を出した人たちに回答する必要があると思う。

議長 意見を出した人も10 kW以上焚かないと言いながらこっそり、20、30焚くようなことがあったらどうするのか、というような事を言いたいのだと思う。もし、そのようなことを言われたら、取り締まりで徹底するとしか言えない。どう取り締まるのかと言われた場合、考えはあるのか。伊藤さんの方で考えているのか。要するに発電機の容量は規制しないのだが、実際現場で20、30焚いてしまったらどうするのか、というように由良の皆さんから指摘があった場合どう対応するのか。

伊藤書記 光力に対応する現時点の考えは、委員会指示の操業地区の見直しの素案では、実際承認の手続きを行う前に、まずは承認の対象となる希望された方の光力を現地で確認をすることを考えている。現地で確認したうえで取り締まりになるが、取り締まりについては、どういった取り締まりになるか、他県の取り締まりを参考にしながら（と考えている）。

先日、海区の研修会に鳥取まで行ってきたが、北海道のさけ釣りの承認漁業の例ですと、もちろん取り締まり船での取り締まりも行うが、遊漁船を借り上げて行う方法もあるそうなので、他県の例を参考にしながら、どういった取り締まりの方法があるか、内部で検討していきたいと考えている。

議長 いか釣りのように多く電球のついている船もあるが10kWの光力の制限があるが、いか釣りの電球は1個何kWなのか。例えば1個2kWで5個までなら良いと言えるのではないか。1個のワット数は決まっているのか。いか釣りの場合どうなっているのか。

伊原委員 たぶん1個3kWとか5kWだと思う。5トン未満の今までの火光釣りは10 kWまでとなっているが、大体3kW球を3つ、上に2つと水中灯1つ、あるいは2kW球を使いながら10 kW以内にしている。だが発電機は20kWとか30kWの発電機で電気を起こしながら、電球だけを10 kW以内に抑えている。発電機を小さくするのではなく、電球で10 kWに抑えている。配線も独自の配線で10 kWに抑える。そんな現状です。

議長 怪しいと思う光量の船があった場合、現場に行ってあなたは違反ですよと、確認できるのか。

伊原委員 電球で確認するしかない。

議長 承認の申請の時に電球の数やkW数なども提出してもらおうという手段もある。あまりにも明るいようなら、何個つけていたか調べれば取り締まりもしやすい。申請を受け付ける段階で、そういった予定はあるのか。

伊藤書記 光力について、小型いか釣りの漁業許可の申請などはどういったワット数なのか確認しているので、参考にしながら、火光釣りでの確認も申請の手続きと一緒にしていきたい。

議長 田代委員がいたら言うのではないかと思うが、違反者が出た場合、誰がどのように調べに行くのか。違反者が出た場合の取り締まり方法はどう考えているのか。どう答えようとしているのか。夜間に現場に行くしかないのではないかと考えるが、月峯を出すと言い切れるのかということだが。

加賀山課長 相談しているところですが、これをするとすれば夜間取り締まりも計画しなければならいと考えている。

鈴木会長代理 基本的に違反を捕まえるとか検挙することは、今の山形県の現状ではすごく難しいことだと思う。海区で承認は良いと思うが、最終的には関係者の同意を得る。それがなければ、承認できない。例えば、北部小型船（漁業組合）が良いのか、火光釣りをしている人たちからグループ化していただき、（その）了解を得て承認する流れなら、チェックに行かなくても、監視の目が常にある中なら、むしろ、そのほうが良いのではないのか。

議長 組合員の同意を必要とする、などですか。

鈴木会長代理 どのくらいの数なのか分からないが、基本的には操業上のトラブルを回避するための取り決めなので、同業者がある程度規律を守り、操業するのであれば、違反はないと思うし、同業者の同意を得るといふ文言を入れることで、仮に違反しても、許容範囲になるのではないのか。

議長 不可能ではないと思うが。

鈴木会長代理 大変面倒なことだとは思いますが、今、違反を取り締まることについて議論しているので提案している。

議長 それをやると平等原則違反という、厄介な問題が出てくる。そうした気持ちもよく分かるが。

飯塚委員 承認をするということは、書類上でのことなのか。組合として書類が上がってきた。OKですよと出すのか。現認をして、それから書類を出すのか、現実的にはどうなのか。今は上がってきた書類を現認しているのではないのか。今回の場合書類で上がってきたものを、現実的に他県から申請があった場合、船が来ていないのに承認を出す、時間のずれみたいなものをどうするのか。月峯が現場に行くにしろ、そこで確認して違反ということになると思うが、それ以前の承認のところではどう考えているのか。

伊藤書記 書類だけでなく事前に光力を確認する。申請の書類をいただいた後に、現地で光力を確認したり、発電機などの能力を確認し、操業区域などを事前に説明したうえで承認することを考えている。

議長 酒田地区の場合、光力違反で問題になるよりも、違う問題が起こることを危惧している。例えば釣り人を多く乗せて、釣り人に釣らせて、釣らせたものを自分が出荷するといった違反、というようなことが危惧されている。今の光量の問題だけでは解決ができないことが根底にある。それが非常に厄介である。例えば船長1名、お客さん8名、計9名で電気釣りをしたとする。それがあらかた出荷される事が小型船の皆さんが危惧していることではないのでしょうか。そうすると鈴木会長代理が言ったとおり組合員の同意が得られないなら、組合員の同意が得られた人のみ承認する考えになると思う。難しい問題だと思う。ワット数の違反はシンプルなのだが、それが田代委員も頭を抱えているところだと思う。承認制にしたが、違反があれば承認取り消しにできるようにはしたが、今言われたように光力でない違反もあるので。もちろん現場に行っていっぱい人が乗っていれば、そんなに水揚げをしないだろうと言えると思うが、その時の水揚げはお客のものではない。自分が釣ったものだ、と言ったらどうなるのかという問題もある。

これに対しても遊漁船に対する法律もあって、船長が釣りをやってはいけないことになっている。その船から水揚げがあることはおかしいと言える。

水揚げをもって違反として承認取り消しという手もある。実際お客さんに乗せて釣りをさせている時に、月峯が行った。その日は帰ってきて、水揚げしなければ違反にはならない。単なる遊漁船だと言われてしまう。お客さんに乗せて行ったら船頭は水揚げは出来ない、実際にはお客さんに乗せて行ったにもかかわらず水揚げがあった、というときに初めて違反になる。この難しい問題をどうクリアするかという問題もある。

これについても私と漁協の指導課で事前に少し話してはいるが、難しい。いちいち出航する船に客を乗せているか、いないか、の調査は出来ない。

飯塚委員 水揚げを制限するわけではないので、この場で考えなくてもいいのではないか。

議長 そこが、一番危惧されている。

伊原委員 遊漁なのか、漁業なのか。遊漁船の場合、違反になる恐れがある。昭和40年代の取り決め事項で、明石での火光釣りは一人乗りという取り決めがある。家族はいい。親子、夫婦、兄弟ならよい。それ以外はダメという取り決めがある。遊漁なのか漁業なのか、雇用契約の話も出たこともある。雇用を結んでいれば乗組員。遊漁ならお客様なのでダメということになる。今会長が言ったのは、遊漁であるなら船長は釣ることは出来ない。見張りをしなければならぬから。遊漁船が水揚げしたなら、お客様が釣ったことになる。だったらそれは遊漁ということになる。

議長 ワット数は守ると思う。

飯塚委員 ワット数は月峯が現認するのですが、ルクスを測るのか、機械的なことしか分からないのではないのか。

伊原委員 電球のワット数のことでしょうか。3kW球なら3個まで、2kWなら何個と決められている。

飯塚委員 それは陸にいるときの表面上の話で、沖に行くと球を簡単に増やせる。それを月峯が現認に行けば捕まることが嫌なのであれば簡単に減らせる。付いていないと言われたらそれまでではないのか。難しいとは思いますが。水揚げに関しては、遊漁船が獲ったものでも組合では売ってくれと言われたら、売ってやるのだから、水揚げに関しては、難しいと思う。

伊原委員 今日は酒田地区がいないのだが、それに該当する船は限られるのではないのか。

議長 1艘ですね。

鈴木会長代理 今、海区で議論できるのは、トン数と、光力で、承認をするときは事前に確認をする。ある程度見回りもするかも。これはここまでで、遊漁の客を乗せて水揚げにするという話は違う議論になるので、その問題は分けて議論をして、今日は閉めてはどうか。

議長 ダメではないが、浜で田代さんが攻められると思う。

鈴木会長代理 ですから先ほども言ったように、漁業者間の了解を得る方向が良いと思う。違反を捕まえるにしても今までの水産課の流れでは現認は出来ない。捕まえてからどうするのか。面倒な話であるなら、言葉は語弊があるが、漁業者みんなが監視員。みんなで監視させて、常に違反をするようであれば、承認そのものをどうするか、を議論させたらどうか。ある程度浜にゆだねる選択肢はどうかと思う。

伊原委員 私も数字で出るものは海区で決めてそれ以外のものは内部統制、チェック機能を強化することが良いのでは。

議長 それを委員会指示の中に入れることは難しいと思う。先ほど言った平等原則に反してしまう。人気のない人は承認を得られない。いじめにもなってしまう。それを条件にしてしまうと、おそらく水産庁でその委員会指示を認めないと思う。漁協の組合内の内部統制に期待したいところです。

鈴木会長代理の案が大変良い案だということは分かります。非常に実効制が高い。それは分かるが、水産庁のほうでは容認し難い内容だと思う。

鈴木会長代理 他の事例ではあるが、水産庁は決め事を提示します。地域で守らせ方、運用の仕方が相当違う。水産庁に事情を伝えればそういう事情ならば良いです、と以前は了解してくれた。運用に関しては、地域が運用していることを容認していた。水産庁がどうこう言うわけではなく、地域が仲良く操業できるのであれば、そこは言わないと思う。規則は委員会で作る。運用は浜と一緒にやるような流れが良いと思う。

議長 承認取り消しで月峯の情報に頼らず、組合員の多くの人が違反している船を目撃したという情報を集めて承認を取り消す形にした方が効率はいいかもしれない。目撃者は多くいる、情報を提供する方もいます。遊漁船のマグロの密漁もそうです。まじめな遊漁船が密告してくれて、厳罰することができる。漁業者の問題も含めて、情報提供していただいた積み重ねで事実が認定できるのであれば委員会が承認を取り消しても良いと思う。そのうえで承認取り消しは不服だというのであれば、裁判で海区委員会が戦うということしかないと思う。

鈴木会長代理 通報とか漁業者から違反していると情報があれば、月峯なり水産課に行って、データなり違反行為を現認して、積み重なるようならこういう違反をしている、と言えれば良いのではないのか。

議長 個人的には月峯の現認もいらないと思う。今はみんながスマホを持っている。画像を撮れば大体どの船か分かる。漁業者から情報を提供してもらって、画像から時間や場所も分かる。その積み重ねで承認取り消しにしても良いのではないかと思っている。

月峯が実際に行くのは大変だと思う。月峯が行くと気づいて逃げるかもしれない。自分の船を貸しても良いと思っている。自分の船で行けば分からないと思う。

伊原委員 承認の取り消しまで話に出ているが、違反したらすぐに取り消しになる。その先のことまで海区で決めるべきなのか。

議長 決める必要はない。同様な材料が揃った段階で、委員会で取り消すのかということだと思う。先ほども言ったように、月峯が現認しなくとも目撃情報があれば良いと思う。もう一つ希望を言えば、そこで組合にも動いて欲しい。内部の自治と統制です。ごく一部の組合員が、違反行為があったとき、組合、組合員全体で、その組合員を呼び、どういうことなのかという話が出るような組合にして欲しい。違反した人間だけが、儲け逃げを許すわけにはいかないと思う。漁協としてもそれをどの分野でするのは難しい話だが、情報が上がったなら集約して、理事会など内部で何かできないかを検討して欲しい。そういうところにも期待したい。

本間（優）委員 確認です。承認をするときは申請をもらい、こういう申請が

あったと、委員会で承認する。取り消しするときも、こんな違反があったと、この委員会で取り消しを承認する。委員会に上げる前に、色々な情報が事務局に集まってきて、委員会に上げるべきかどうかのレベルがあると思うが、1回ですぐに上げるのか、それとも1度注意して、これは次は取り消しになると承認を受けた漁船に話をして、それでも止めない場合委員会に上がるのが普通だと思うが、そこで相手の出方を見ることもありなのか。浜の方から通報はあると思う。状況をみてこれでは取り消すことになる。と伝えることが普通なのではないのか。それでも止めないのであれば承認を取り消しということでしょうか。

議長 これも漁協と話しているが、仮に承認取り消しも含めて、今の制度では抜け穴がある。その抜け穴に気付いているかは分からないが、指導課と自分の間ではそのような話をしている。

法の網を抜けることはまだまだある。もしかすると一見ルールを守りながら、別の脱法的な方法で水揚げをしてくるのではないかと想定して、自分と指導課では考えている。それをどうするかまで考えている。それを議事録に載せると真似されると困るので言いませんが、そこまで高度な議論をしている。それに対し有効な方法もあるが、それをすると漁協の水揚げが減ってしまうという、頭の痛い問題もある。組合員以外の水揚げを受け入れることを、漁協が禁止できれば脱法行為はなくなる。組合員以外の水揚げを出来ないことにすると、例えば、釣り人が釣ってきた30キロ以上のマグロも受け入れができなくなる。メバル釣りをして(型の)良いメバルを何十キロも水揚げをする釣り人もいる。そういった水揚げもできなくなる。それこそ電気釣りで合法的にたくさんブリを釣って、処分しきれないから水揚げをするというプレジャーボートもある。そういったものも、漁協は受け入れができなくなる。1艘の違反者の水揚げを止めるためにそういった漁協の水揚げに貢献してくれているたくさん遊漁船やレジャー船をシャットアウトするということにもなる。漁協としては水揚げが少ないので痛い。そういった難しい問題もある。もし目に余る行為があるなら承認取り消しがあるのですが、遊漁船をやりながら、合法的に脱法的に水揚げを出来る裏道があるので、漁協としては内部で悩んでいる。

伊原委員 それは法的には出来ないですね。市場を持たない漁協もある。販売は自由だと、その前の段階でストップさせないと漁業なのか、遊漁なのか、売り方は自由なのが基本です。

議長 そうなるので、漁協の内部の統制に委ねたい。期待している。

鈴木会長代理 問題が多岐にわたるのでどこに着地点を置くのかが分からなくなっている。

議長 ここはまず、委員会で思い切って承認を取り消すことと、あとは漁協の内部の自治、統制に期待して、原案で進めて行くしかないと思う。ぜひ漁協の理事会でも頑張ってもらいたいところです。現在、海区委員の漁協の理事は、伊原さん、田代さん、飯塚さんの3人ですね。現在漁協の理事は8名ですね。

伊原委員 専務、組合長含めて8名です。

議長 それ以外で8名だと思っていました。漁協内部の自治、統制と違反者には思い切って承認を取り消す方向性をもとに原案を詰めることでどうか。決議ではない報告事項ですが、報告事項に対する委員会の考え方として、その方向で進んで行ってはいかがでしょうか。

一同 はい

伊原委員 (4)の承認の取り消しという条文があれば、ある程度の抑止力が出ると思う。

議長 承認取り消しに対し裁判などと言ってきたら徹底的に戦うということです。そのくらいの気持ちでやっていくということです。それでは報告事項ですので、手続きを進めていきたいと思えます

(3) 特定水産資源（するめいか）の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者（5トン以上30トン未満）の火光釣りの試験操業の実施について

伊藤漁業調整主査 御説明いたします。お手元の資料の報告3を御覧ください。まず、1の概要についてです。するめいかの採捕停止命令につきましては、報道もありましたとおり、既に御存じかとは思いますが、水産庁は農林水産大臣が管理する小型いか釣り漁業、5トン以上30トン未満の小型いか釣り漁業について、令和7管理年度におけるするめいか漁獲量が、漁獲可能量を超過したため、令和7年10月31日にするめいかの採捕停止命令を公示しました。採捕停止命令は令和8年3月31日までとなります。

これを受けまして、現在、全国の小型いか釣り漁業者は、休漁を余儀なくされておりまして、こうした中、10月末に山形県小型いか釣り漁業協議会から、休漁に伴う本県漁業者への影響に関し要望があり、水産振興課として対応を検討した結果について報告します。

資料の2は、今回の採捕停止命令の影響を受けている漁業者です。山形県は4隻となっており、括弧内は、採捕停止命令前の操業地です。

3の協議会からの要望についてです。採捕停止命令による休漁により、このままでは廃業しかねない状況であり、特に今年度から漁船リース事業を活用し新規に小型いか釣り漁業を開始した恵真丸に関しては、今年の9月からの操業開始であったため、漁獲共済に加入できず、リース事業の償還に関しても資金的な余裕がない状況とのこととでした。こうした状況を踏まえ、協議会からは、海区委員会指示により禁止されている5トン以上の船舶による火光釣りの試験操業のほか、リース事業の償還の緩和措置等の要望がありました。

4の課題ですが、水産振興課としましては、小型いか釣り漁業の代替漁業として火光釣りが考えられるが、5トン以上の火光釣りは委員会指示で禁止されていること。また、小型いか釣り漁業者は、小型いか釣り漁業が専業であるため、スルメイカが採捕停止となると収入が絶たれ廃業のおそれがあること、さらに収入の見通しがたたない中、漁船リース事業の支払いがあること、などが課題であると考えました。

5の課題に対する対応としまして、まずは、火光釣りが小型いか釣り漁業の代替漁業となるかどうかを検討するため、既に試験操業許可を行っております。許可は、本日お配りした許可証の写しのとおり4隻に対し11月14日に行っております。また、試験操業については、許可対象者を県漁協さんとし、操業区域は、現在海区で見直しを検討している操業区域で行うこととしております。火光釣りが代替漁業となるかを検討するため、試験操業では水揚げはしていないのですが、今回、水揚げも行ってもらい、漁獲量等の調査も行うこととしております。

一方、要望のあったリース事業の償還等に係る資金繰りについては、県庁水産振興課に対応を相談しております。なお、試験操業の期間は採捕停止命令と同じように、令和8年3月31日までとなっておりますので、試験操業の実施結果については、4月の海区で報告できるかと思っております。報告は以上となります。

議長 実際に試験操業の許可を出して、現時点で水揚げの実績はあるのか。

伊藤漁業調整主査 先週の金曜日に、県漁協さんを通し確認したが、まだ実績はありませんが、これからも実施したいと聞いています。

議長 ただ今の報告に対して、皆さんから御質問、御意見等がありましたらお願いします。

マグロは沿岸とまき網の関係があるようなもので、イカも小型なり中型なりがあるので、中型の未消化部分を小型に譲るとかはできないのか。全国的な話になってくるが、そんな動きはないのか。

伊藤漁業調整主査 今回は大臣管理区分の小型いか釣り漁業の枠ですが、中型いか釣りはまだ枠があるし、またこれ以外にも国の留保の枠の分もありますが、現在小型いか釣り漁業はTACの枠を35パーセント、2,000トンくらい超過しています。その辺りは水産庁で今後調整がなされるものと思います。

議長 ちなみに中型は何パーセント消化しているか分かりますか。

事務局 中型いか釣り漁業は、11月13日時点で消化率は45パーセントという資料があります。

議長 その枠が有効利用できないかという反面、それを使うことによって資源が枯渇したら困る。難しい問題です。マグロのように多くいる個体の枠を譲り合うのなら分かるが、スルメイカのように決して資源が豊富ではない枠を譲り合うことによって資源の枯渇に拍車がかかるようでは困る。慎重な議論が必要だと思う。

これにつきまして試験操業なので、よろしいでしょうか。

一同 はい

(4) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について

事務局 今年度の日本海ブロック会議は10月23、24日に島根県松江市で開催され、加藤会長と私が出席してきました。

報告4の資料は、会議でいただいた冊子からの抜粋です。これに沿って説明させていただきます。資料の1～7ページは「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果」のうちの要望先別の資料です。1ページ目は国交省海事局、2ページ目は海上保安庁、3ページ目は外務省、

4、5 ページ目は水産庁で、これは全漁調連の理事会を兼ねており、当海区の加藤会長も理事として参加しております。6 ページ目は水産庁長官、7 ページ目は衆参の農林水産委員会の委員長で、それぞれの要望活動の概要が記載してあります。各要望先で中島全漁調連会長が要望書を手渡し、事務局が説明しております。

8～66 ページは抜けておりますが、この部分は要望内容および結果に関するもので、前回及び前々回の委員会で報告あるいは協議の参考にいただいた資料と同じものなので、今回も印刷しないでお持ちいただくよう連絡してあった資料となります。会議の席上では全漁調連の事務局から、主にこれまでの回答から大幅な変更があった部分について報告があり、質問や意見はなく了承されました。議長からは、国からの回答を踏まえて、次の議題である「令和8年度要望事項」を協議して欲しいとの要請がありました。

なお、この要望活動や中央省庁からの回答については、再度御確認いただき、何か御意見や御質問がありましたら後日でも構いませんので、御連絡ください。問い合わせをして回答したいと思います。

続きまして議事の報告に移ります。第1号議案の「令和8年要望事項について」ですが、各海区から提案のあった要望事項は6～107ページになります。前回の委員会で報告したとおり本県の要望は3題で、71ページの「太平洋クロマグロの資源管理について」、102ページの「プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について」、103ページの「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について」となります。いずれも加藤会長から要点を絞って具体的な事例も交え簡潔に説明していただきました。

日本海ブロックの各海区からの要望は新規要望が二つ、継続要望が35題の合計37題で、新規要望は93ページの山口県日本海海区から提案のあった「我が国EEZにおける韓国延縄漁船の操業禁止について」と100ページの富山海区からの「遊漁と漁業の調整について」です。令和7年度の要望は35題すべてが継続要望だったので、7年度の要望に新たにこの2題加わったかたちとなり、37題全ての要望が、日本海ブロックからの要望とすることで採択されました。全漁調連の事務局からは、今回採択された提案については、当番海区である島根海区で各海区に確認して全漁調連に揚げるが、他のブロックや水産庁と調整して、情勢の変化を踏まえて、具体的な、全漁調連の機能と権限にふさわしい要望にしていきたいとの発言がありました。

なお、この要望事項の検討においては、当海区の加藤会長が、先ほど紹

介した 93 ページの新規要望「我が国 EEZ における韓国延縄漁船の操業禁止について」に関して、「操業を禁止すること」ではなく「操業禁止を徹底すること」の方が良いのでは、と発言したところ、山口海区の会長からは、日韓漁業交渉がうまくいってないので現状では入漁許可が出ておらず、その状況を継続していただきたいとの趣旨です、といった発言がありました。文言の調整については、検討させていただくとのことでした。

次に第 2 号議案の次期開催地についてですが、資料の 108 ページのとうり、持ち回りの順番で秋田県に決定しました。なお、この順番では 3 年後の令和 10 年度の開催地は山形県になります。

議事の 3、その他では、石川海区の会長から「難しいだろうが、外務省や国交省の関係者をこの会議に呼ぶことを検討してもらいたい、との要請があり、全漁調連の事務局は、先ほど申し上げたように、全漁調連の機能と権限にふさわしい要望に整理して、これまでどおり要望活動として、対面して要望したいと返答していました。

議事終了後は、島根県水産技術センター海洋資源科の山根研究員から、「アカムツの機動的禁漁区について」と題して、アカムツの小型魚（全長 20 cm 未満のアカムツ、島根県ではメッキンと呼んでいるようですが）、アカムツの小型魚は年により分布が変化するので、効果的に保護するため、小型魚の分布に応じて禁漁区を変えることができる、機動的禁漁区による資源管理システムについての講演がありました。資料には冊子の表紙しか付けておりませんが、興味のある方はお申し付けいただければ、冊子全体をコピーしてお届けしますので御連絡ください。

翌日は、視察として、宍道湖湖岸にある二つの施設を見学してきました。「宍道湖自然館ゴビウス」は宍道湖と中海、それに島根県の河川に生息する生物を展示している汽水、淡水の水族館、「宍道湖グリーンパーク」は宍道湖に生息あるいは飛来する野鳥の観察館でした。各々職員から説明を受けました。

全漁調連日本海ブロック会議に係る私からの報告は以上となります。

加藤会長補足をお願いします。

議長 要望事項がメインですが、講演のあったアカムツ（ノドグロ）の機動的禁漁区について非常に興味を持った。前から山形県では 7 月 8 月が底曳網の禁漁（期間）になっているが、ヨーロッパでは禁漁期間の定め方が流動的、機動的になっている。例えば 7 月 1 日からではなく今年は 6 月 20 日からにするとか、今年は 7 月 10 日からが良いのではないか。これを学者と行政と漁業者の 3 者が現場の状況を見ながら、禁漁日のスタートと解

禁日のスタートを決める、というのがヨーロッパのやり方です。

それに対し日本のやり方は固定日でやってしまう。エリアも固定のエリアでやっている。実態に即した資源保護ができないので、ヨーロッパは水揚げが減っていないのに、日本だけが水揚げが激減している。今になって日本は、世界では資源管理の後進国になっている、と私は思う。

そういう意味では機動的禁漁区、禁漁期間の設定は日本でも目指すべきだと思っている。どんどん進めるべきと考えているが、水産庁は漁業者と話をしながら機動的にやろうとする姿勢がない。上で決めることを決めてしまい、下におろすだけ。それに対しアカムツの機動的禁漁区の設定は、稚魚の獲れ具合をみて、ここは獲れ過ぎなので禁漁区にする。例えば碁盤の目のように、いくつかのエリアに分けて細かく管理する。私が理想と考えているようなことをノドグロでやっているということで関心を持った。これが本当の資源管理のやり方だと思った。感動して帰って来ました。このようなことを山形県でできるか分からないが、もし特定魚種が、きめ細やかな禁漁期間とか禁漁エリアの設定によって魚が増えるのであれば、山形県も見習うことができれば、と思う。

以上につきまして、皆さんから御質問、意見等ございましたらお願いします。

ちなみに山形県ではノドグロの稚魚が獲れすぎて困ったみたいな報告があったことはありますか。底曳きの方がいないので分からないが。実態をよく知らない。そもそも小さいのは市場に出さないことになっているのかも分からない。飯塚委員知りませんか。

飯塚委員 現在はどうか分からないが、場所を選べばでしょうが、大きいのが少ない割に、かわいそうなくらい小さいのが獲れる時もあった。山形県でそれを保護区にしてしまうだけの場所はない気がする。自主規制に獲らないようにしましょう、というようなことで保護は出来ると思うが、場所が極端に狭いところです。

議長 今後の課題だと思います。

(5) その他

議長 その他、皆さんから報告事項お持ちの方いませんか。ありましたらお出しただけいたらと思いますがありませんか。

なければ議事に移ります。

5 議 事

第1号議案 雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

課長 ～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当の伊藤から説明します。

伊藤漁業調整主査 お手元の資料を御覧ください。こちらの諮問は、知事許可漁業の雑魚刺し網漁業についての公示となります。

雑魚刺し網漁業については、令和4年2月に知事許可漁業として新設され、令和8年1月31日に許可期間が満了するため、12月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定としております。

山形県において、ほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮し、許可の満了に合わせて申請すれば継続して許可を持ち続けることができる漁業、いわゆる「継続漁業」と位置づけられています。

一方、雑魚刺し網漁業については、次のページの後ろに操業区域の図を添付していますが、操業区域が酒田北港の漁業権が消滅した区域となっています。そのため、雑魚刺し網漁業の許可については、許可を行うにあたり、毎年、海岸管理者、庄内総合支庁河川砂防課ですが、許可内容や操業区域等についての調整が必要なことから、1年許可とし、許可満了後の次回許可にかかる申請については、申請者全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっています。

続きまして、資料の（1）制限措置を御覧ください。制限措置については、昨年度から変更はなく、隻数は、山形県漁業協同組合から希望隻数として上がってきている昨年度同様の9隻としております。

（2）の許可また認可を申請すべき期間については、令和7年12月16日から令和8年1月16日まで行う予定としています。

また、（3）アの許可の有効期間は、他の刺し網は3年ですが、雑魚刺し網漁業は、毎年海岸管理者との調整等が必要なことから1年間としております。イの条件については、諮問外ではありますが、現在の許可内容から変更はございません。裏面になりますが、ウの許可の基準については、昨年度と同様に、申請時点において、この漁業の知事許可の実績がある者を優先するものとしています。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 今の説明につきまして質問、意見等ありましたらお願いします。

ザツギョにしろ、ザコにしろ言葉が悪い気がする。獲れた魚に高い値段が付きそうもない感じがします。「よろず」の刺し網とかどうでしょう。いい

名前はないでしょうか。

伊原委員 この図面の刺し網知事許可区域の色づけされている内側の区域 200 m、ここは漁業権消滅区域ではないのでしょうか。

伊藤漁業調整主査 漁業権消滅区域です。

伊原委員 雑魚の区域ではない。

伊藤漁業調整主査 知事許可区域ではない。

議長 あまりにも岸から近すぎるからではないでしょうか

伊原委員 近いところは対象外ということですね。

議長 他にありませんか。特に反対意見はないですね。諮問案件ですので特に委員会として意見はないということで、委員会の回答とさせていただきます。

第2号議案 令和8管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

加賀山課長 ～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当から説明します。

阿部技師 資料の諮問文の裏のページを御覧ください。今回は令和8年の1月1日から同年12月末日までが管理期間となる魚種についてで、令和7年11月7日に農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があり、山形県にはまあじとまいわし対馬暖流系群について配分がありました。これにともない、次とその次のページにこの二つの魚種の令和8管理年度における数量を定める案をお示ししております。

表面には「まあじ」について、知事名の後の方に具体的な内容を記載しております。「まあじ」に関する令和8管理年度、これは先ほど申し上げたように、令和8年の1月1日から同年12月末日までの期間になりますが、農林水産大臣から本県に示された都道府県別漁獲可能量は、過去の漁獲実績が少ないということで、「現行水準」となっております。山形県資源管理方針では、山形県で「まあじ」を獲る漁業を総じて「山形県まあじ漁業」として

おり、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただきます。

裏面には「まいわし対馬暖流系群」に関する令和8管理年度における数量を定める案をお示ししております。「まいわし対馬暖流系群」に関しても、本県に定められた都道府県別漁獲可能量は、過去の漁獲実績が少ないということで、「現行水準」となっております。山形県資源管理方針では、山形県で「まいわし対馬暖流系群」を獲る漁業を総じて「山形県まいわし漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただきます。参考資料として、そのあとの6ページに水産庁が水産政策審議会資源管理分科会に示した、まあじとまいわし対馬暖流系群に関する漁獲可能量の設定及び配分の（案）に関する資料を添付してありますので御確認ください。

なお、この知事管理漁獲可能量設定については、本日の委員会で承認をいただき、答申を受けたのち水産庁への承認申請等の手続を進めることとなります。農林水産大臣の承認がおりたら県公報に登載するなどして広報することとなります。

ただ今、まいわし、まあじの資料を御覧いただきましたが、漁業法第16条1項の規定に基づき令和7管理年度の数量としておりますが、令和8管理年度の誤りです。訂正をお願いします。同じく裏面のまいわしにつきましても令和7管理年度になっていますが、令和8管理年度の誤りです。訂正をお願いします。2号議案の担当からの説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明について、質問、御意見等ありましたらお願いします。

現行水準なので、だからどうこういう事はありませんが、特に反対の意見はありませんね。こちらも諮問案件ですので、漁獲可能量について委員会としては特に異議はないという事で回答したいと思います。

第3号議案 火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の発動について

議長 従来どおりですが、事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 御説明申し上げます。資料3になります。

火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示について、例年どおりの内容で委員会指示を発動するものです。

現在、火光釣りの委員会指示については、見直しについて御議論いただいているところですが、12月末で現在の委員会指示の有効期間が満了となるこ

とから、例年通りの内容で、令和8年1月1日から12月末まで委員会指示を発動するものです。

有効期間以外は、例年どおりの内容となっており、1の操業の禁止事項として、(1)総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業の禁止、また、(2)の明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業禁止、さらに、2の光力の制限は、集魚灯の消費電力の合計として10kWを最高限度としております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 令和8年1月1日に現行の委員会指示を出す。出したうえで、期間途中で変更する予定でいます。これについて質問、意見等はありませんか。

令和8年1月1日から一旦現行の委員会指示を出し、期間途中で変更する予定でありますので、皆さんも御予定ください

6 その他

議長 本日の議題としては以上ですが、その他として委員の皆様から何かありますでしょうか。他に無ければ、事務局から何かありますか。

事務局 次回の委員会の日程ですが、本日の委員会は底曳きが出漁したことで開催が危ぶまれましたが、何とか開くことができました。一応2月を予定していますが、2月だと火曜日でも底曳きが出漁する可能性も考えられます。それと樋口委員が、新しい任期になってから最初の委員会に出ただけで、その後は欠席となっています。火曜日に講義が入っているため、なかなか出席ができない、とのことで樋口委員の御都合なども踏まえたうえで、改めて皆さんに次回の日程をお諮りしたいと思います。原則火曜日ですが会長とも相談しながら、なるべく早く、いつになるか連絡させていただきますので御了承ください。

議長 2月の火曜日ですよね。だいたい2月の前半、中頃、後半いつ頃予定していますか、というのも2月の17日の午後に外せない用事があって出席できない。

事務局 諮問案件のスケジュールもあって水産庁とのやり取りも予定されているので、なるべく早く相談させてください。

議長 予定としては2月の前半ですか。2月の17日だけはどうしても抜けら

れない。

事務局 予定としては前半を考えています。もしかしたら1月の下旬になる可能性もあります。基本的には火曜日を予定しています。

議長 2月17日は今のうちからお断りさせていただきます。
他にありませんね。

7 閉 会

議長 それでは、これで第438回山形海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

上記のとおり第438回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和7年11月25日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

会長代理 鈴木 重作 

委 員 伊原 光臣 

